

権利関係③ 「意思表示」



1. 取消しができる契約と無効な契約
2. 詐欺による契約はどうなる？
3. 強迫による契約はどうなる？
4. 虚偽表示による契約はどうなる？
5. 錯誤による契約はどうなる？
6. 心裡留保による契約はどうなる？

1. 取消しができる契約：詐欺・強迫・錯誤
無効な契約：虚偽表示・心理留保
2. 詐欺による契約は取り消すことができる。ただし、この取消しは善意無過失の第三者には対抗できない
3. 強迫による契約は取り消すことができる。この取消しは、どのような第三者にも対抗できる
4. (通謀)虚偽表示による契約は無効である。ただし、この無効は、善意の第三者に対抗できない
5. 錯誤による契約は、意思表示の内容の重要な部分に錯誤があった場合は取り消すことができる。

6. 表意者に重過失があるときは取消しできない
その取消しは、善意無過失の第三者には対抗できない
※重過失があっても取り消せる場合
- ① 相手方が表意者に錯誤があることを知り、または
重大な過失により知らなかったとき
 - ② 表意者と相手方の双方が同一の錯誤に陥っていたとき
7. 心裡留保による契約は、原則有効である。ただし、相手方が悪意もしくは善意有過失の場合は無効

～まとめてみました(第三者とは、取消前の第三者)～

	当事者間では	対抗できない第三者
詐欺	取消しできる	善意無過失の第三者
強迫	取消しできる	いない
錯誤	原則：重要な錯誤であれば取消しできる 例外：表意者に重過失があったら取消しできない(取消しできる場合あり)	善意無過失の第三者
虚偽表示	無効	善意の第三者
心裡留保	原則：有効 例外：相手が悪意・善意有過失のときは無効	善意の第三者